

体制届添付書類一覧表

令和6年4月改正版
盛岡市介護保険課

14 訪問リハビリテーション / 64 介護予防訪問リハビリテーション

【要否欄凡例】

□…体制届と同時に提出が必要

△…届出後、盛岡市が求めた場合、速やかに提出が必要

届出項目	該当する体制等	添付(用意)を要する書類		要否欄
		別紙	要件を満たすことを確認する書類	
施設等の区分	全ての区分		添付書類なし	—
LIFEへの登録	2 あり		添付書類なし LIFEの登録手続きを専用Webサイトにて完了した後、届け出ること。 (登録完了通知等の到達前でも届出可能。)	—
特別地域加算	2 あり		添付書類なし 厚生労働大臣が定める地域に事業所が所在している場合算定可能です。盛岡市内において、対象地域はありません。	—
中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	2 該当		添付書類なし (盛岡市全域が豪雪地域であるため、市内に所在する事業所においては本要件を必ず満たします。) ※中山間地域等における小規模事業所加算を算定するためには、「規模に関する状況」の要件を合わせて満たす必要があります。	—
中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	2 該当		前年度(3月を除く)又は直近の3か月(前年度の実績が6か月に満たない事業所等の場合)の一月あたりの平均延訪問回数を確認できる資料 【訪問リハビリテーション 平均延訪問回数が30回以下/月】 【介護予防訪問リハビリテーション 平均延訪問回数が10回以下/月】	□
リハビリテーションマネジメント加算	1 なし以外		添付書類なし	—
移行支援加算	2 あり	別紙20	訪問リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出	□
			別紙に記載した要件を満たすことが確認できる次の書類	□
			評価対象期間の訪問リハビリテーション終了者のうち、指定通所介護等を実施した者の数の割合を確認できる資料	□
サービス提供体制強化加算	3 加算 I	別紙14-2	サービス提供体制強化加算に関する届出書 (介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、療養通所介護)	□
			次の書類は届出時の提出は不要ですが、届出後、盛岡市が求めた場合に、速やかに提出できるよう準備が必要です。	
			【研修等に関する状況】	
			1. 理学療法士等ごとの研修計画	△
			2. 会議の定期的(月1回以上)な開催を確認できる資料(開催計画、議事録等)	△
			3. 理学療法士等に対する健康診断の定期的な実施が確認できる書類	△
			【勤続年数の状況】	
	1. 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※前年度の2月分 (前年度の実績が6か月に満たない事業所については、届出日の属する月の前3か月分)	△		
	2. 理学療法士等の資格証の写し	△		
	3. 勤続年数を証明する書類	△		